

令和4年度答申第76号
令和5年3月2日

諮問番号 令和4年度諮問第83号（令和5年2月10日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 障害者の雇用の促進等に関する法律59条3項に基づく滞納処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」又は「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）59条3項及び国税徴収法（昭和34年法律第147号）62条1項の規定に基づき、審査請求人が滞納していた障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）、追徴金及び延滞金に関し、審査請求人の銀行預金債権について差押え（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）納付金関係業務

障害者雇用促進法49条1項（平成25年法律第46号による改正（平

成30年4月1日施行)前のもの)は、厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、同項1号から11号に掲げる業務(以下「納付金関係業務」という。)を行う旨規定し、同項10号は、障害者雇用促進法53条1項に規定する納付金の徴収を行うことと規定する。

障害者雇用促進法49条2項は、厚生労働大臣は、納付金関係業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする旨規定する。

(2) 納付金の納付等

ア 障害者雇用促進法53条1項(令和元年法律第36号による改正(令和2年4月1日施行)前のもの)は、機構は、障害者雇用促進法49条1項1号の調整金及び同項2号から7号までの助成金の支給に要する費用、同項8号及び9号の業務の実施に要する費用並びに同項各号に掲げる業務に係る事務の処理に要する費用に充てるため、この款に定めるところにより、事業主から、毎年度、納付金を徴収する旨規定し、障害者雇用促進法53条2項は、事業主は、納付金を納付する義務を負う旨規定する。

イ 障害者雇用促進法56条1項は、事業主は、各年度ごとに、当該年度に係る納付金の額その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申告書(以下「障害者雇用納付金申告書」という。)を翌年度の初日から45日以内に機構に提出しなければならない旨規定し、同条2項は、事業主は、前項の申告に係る額の納付金を、障害者雇用納付金申告書の提出期限までに納付しなければならない旨規定する。

ウ 障害者雇用促進法56条4項は、機構は、事業主が障害者雇用納付金申告書を提出期限までに提出しないとき、又は障害者雇用納付金申告書の記載に誤りがあると認めるときは、納付金の額を決定し、事業主に納入の告知(以下「納入告知処分」という。)をする旨規定する。

エ 障害者雇用促進法56条5項は、同条4項の規定による納入告知処分を受けた事業主は、障害者雇用納付金申告書を提出していないとき(納付すべき納付金の額がない旨の記載をした障害者雇用納付金申告書を提出しているときを含む。)は同条4項の規定により機構が決定した額の納付金の全額を、同条1項の申告に係る納付金の額が同条4項の規定により機構が決定した納付金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から15日以内に機構に納付しなければならない旨規定する。

(3) 納付金関係業務調査

障害者雇用促進法52条1項（平成25年法律第46号による改正（平成30年4月1日施行）前のもの）は、機構は、障害者雇用促進法49条1項10号に掲げる納付金の徴収業務に関して必要な限度において、事業主に対し、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他の物件の提出を求めることができる旨規定する。

(4) 追徴金の徴収

障害者雇用促進法58条1項は、機構は、事業主が障害者雇用促進法56条5項の規定による納付金の全額又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（その額に1000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収する旨規定し、同条3項は、機構は、同条1項の規定により追徴金を徴収する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき追徴金の額を通知（以下「追徴金通知処分」という。）しなければならない旨規定し、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）31条は、機構は、障害者雇用促進法58条1項の規定により追徴金を徴収する場合には、同条3項に規定する通知を発する日から起算して30日を経過した日をその納付期限と定め、事業主に納付すべき追徴金の額及びその算定の基礎となる事項並びに納付期限を通知しなければならない旨規定する。

(5) 徴収金の督促

障害者雇用促進法59条1項は、納付金その他この款の規定による徴収金を納付しない者があるときは、機構は、期限を指定して督促（以下「督促処分」という。）しなければならない旨規定し、同条2項は、前項の規定により督促処分をするときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発し、この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日でなければならない旨規定する。

(6) 延滞金の徴収

障害者雇用促進法60条1項は、前条1項の規定により納付金の納付の督促処分をしたときは、機構は、その督促処分に係る納付金の額につき年14.5パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する旨規定する。

(7) 滞納処分

- ア 障害者雇用促進法59条3項は、同条1項の規定による督促処分を受けた者がその指定の期限までに納付金その他この款の規定による徴収金を完納しないときは、機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる旨規定する。
- イ 国税徴収法62条1項は、債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）2条1項（定義）に規定する電子記録債権を除く。）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う旨規定し、同条3項は、同条1項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる旨規定する。
- ウ 国税徴収法54条は、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない旨規定し、同条2号は、債権（電話加入権、賃借権、73条の2（振替社債等の差押え）の規定の適用を受ける財産その他取り立てることができない債権を除く。）を掲げている。
- エ 国税徴収法141条は、徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査することができる旨規定し、同条3号は、滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者を掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料等によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成28年6月6日、処分庁に対し、障害者雇用促進法56条1項の規定に基づき、提出期限が同年5月16日である平成27年度に係る納付金（納付期限は同日）の額を0円と記載した平成28年度障害者雇用納付金申告書（以下「本件申告書」という。）を提出した。

（平成28年度障害者雇用納付金申告書）

- (2) 処分庁は、平成29年7月14日、審査請求人に対し、障害者雇用促進法52条1項の規定に基づく納付金関係業務調査を実施したところ、本件申告書の記載内容に誤りがあり、審査請求人について納付金の納付が必要であることが判明した。

（平成29年度（28年度申告分）納付金算定調査書）

(3) 処分庁は、上記(2)の調査結果を踏まえ、審査請求人が平成27年度分として納付すべき納付金の額を48万円、追徴金の額を4万8000円と決定(以下、当該納付金及び当該追徴金を「本件納付金等」という。)し、平成30年6月4日付けで、審査請求人に対し、障害者雇用促進法56条4項及び58条3項の規定に基づき、納入告知書及び追徴金通知書を送付して本件納付金等に係る納入告知処分及び追徴金通知処分をしたが、審査請求人は、指定された納付期限までに本件納付金等を納付しなかった。

(障害者雇用納付金等滞納整理台帳、納入告知書(平成30年6月4日付け)、
追徴金通知書(平成30年6月4日付け))

(4) 処分庁は、平成31年2月25日付けで、審査請求人に対し、障害者雇用促進法59条1項の規定に基づき、本件納付金等に係る督促状(指定期限は同年3月11日)を送付して督促処分(以下「本件督促処分」という。)をした。

(督促状)

(5) 審査請求人は、上記(4)の指定期限までに、本件納付金等を納付しなかったことから、処分庁は、令和2年3月13日付けで、厚生労働大臣に対し、障害者雇用促進法59条3項の規定に基づき、本件納付金等に係る滞納処分についての認可申請をし、同年8月4日付けで、同大臣の認可を受けた。

(障害者雇用納付金等滞納処分認可申請書、障害者雇用納付金等滞納処分認可書)

(6) 処分庁は、審査請求人の財産調査を行った上で、令和2年10月15日午前11時13分、障害者雇用促進法59条3項及び国税徴収法62条1項の規定に基づき、第三債務者(A銀行B支店)に対し、債権差押通知書を送達し、審査請求人の銀行預金口座の預金債権のうち83万5300円(本件納付金等及び延滞金(以下「本件延滞金」という。))の合計額を差し押さえ(本件処分)、同月16日付けで、同法54条の規定に基づき、審査請求人に対し、差押調書謄本を交付した。

(預金等の財産調査について(回答書)、差押調書謄本、差押調書謄本の交付
について)

(7) 審査請求人は、令和2年11月2日、審査庁に対し、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(8) 審査庁は、令和5年2月10日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

処分庁がした平成31年2月25日付け督促処分(本件督促処分)について、同年4月11日付けで同処分の取消しを求める審査請求をしたが、結論が出ていないことから本件処分について不服があり審査請求をする。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 本件処分について

本件処分は、審査請求人が再三にわたる納入告知処分等による納付の督促に応じなかったため、関係規定に従ってされたものであり、この点において本件処分に違法又は不当な点はない。

2 本件納付金等の金額について

本件処分に係る本件納付金等の金額については、行政不服審査会による令和3年10月25日付け答申書(令和3年度答申第44号)で既に検討されているとおり、処分庁が、審査請求人が納付すべき納付金の額を48万円、追徴金の額を4万8000円と決定したことは、適正である。

3 本件延滞金の額について

納付金の延滞金の額は、「 A (納付金の額) \times (14.5/100) \times B(延滞日数(納付期限の翌日から財産差押えの日の前日までの日数)) / 365」の算式により算出される(障害者雇用促進法60条1項)。

差押調書の記載内容をもとに本件延滞金の額を算定すると、「納付金の額(A)」は48万円、納付期限は平成28年5月16日、財産差押えの日は令和2年10月15日であることから、「納付金の延滞日数(B)」は1612日となる。よって、本件延滞金の額は、「30万7300円(= A (48万円) \times (14.5/100) \times (B(1612) / 365)) ※100円未満の端数は切捨て」となる。

したがって、処分庁が、審査請求人が納付すべき本件延滞金の額を30万7300円と決定したことは、適正である。

4 執行不停止について

審査請求人は、本件督促処分に対する不服申立ての結論が出ていない段階においてされた本件処分について、不服がある旨主張している。

しかしながら、行政不服審査法（平成26年法律第68号）25条1項は、執行不停止を原則としており、督促処分に対する不服申立てがされていても滞納処分をすることは可能であり、これまで審査請求人から本件督促処分の執行停止の申立てもないことから、本件督促処分に係る審査請求に対して裁決をする前に本件処分をしたことについて、違法又は不当な点は認められない。

5 まとめ

上記1ないし4で検討したとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求には理由がないことから、棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求の受付：令和2年11月2日

審理員の指名：令和3年1月18日付け

反論書の提出締切日：同年4月1日

審理員意見書の提出：令和4年12月15日付け

本件諮問：令和5年2月10日

(2) これら一連の手続をみると、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年3か月もの期間を要しており、特に、①本件審査請求の受付から審理員の指名までに約2か月半、②反論書の提出締切日から審理員意見書の提出までに約1年8か月半、③審理員意見書の提出から本件諮問までに約2か月の期間を費やしているが、上記①から③までの手続にこれだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられず、審査庁においては、手続を迅速に進行させるための方策を考えるべきである。

(3) 上記の点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

障害者雇用促進法59条1項は、納付金及び追徴金を納付しない者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならないと規定し、同条3項は、同条1項の督促を受けた者がその指定期限までに納付しないときは、機構は、厚生労働大臣の認可を受けて滞納処分をすることができる」と規定する。また、障害者雇用促進法60条は、障害者雇用促進法59条1項により納付金の納付を督促したときは、その納付期限の翌日から財産差押えの日の前日までの日数

により計算した延滞金を徴収すると規定する。

処分庁は、審査請求人が提出した平成28年度の障害者雇用納付金申告書の記載内容に誤りがあると認め、審査請求人に対し、納付金の額を48万円と決定して納入の告知をし（障害者雇用促進法56条4項）、追徴金の額4万8000円を通知した（障害者雇用促進法58条1項及び同条3項）が、審査請求人は期限までにこれらの納付をしなかった。そこで、処分庁は、平成31年2月25日、障害者雇用促進法59条1項による督促を行い、その指定期限である同年3月11日までに納付がなかったことから、厚生労働大臣の認可を受け、滞納処分を行うこととし、本件納付金等及び本件延滞金30万7300円（合計83万5300円）を滞納金額として、審査請求人の銀行預金債権のうち83万5300円を差し押さえたものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。

審査請求人は、審査請求人に対する督促（本件督促処分）に対して審査請求したことの結論が出ていない旨主張しているが、督促は取消しがされない限り有効なのであって、滞納処分が違法となるものではない。なお、本件督促処分に対する審査請求については、令和3年11月9日に棄却するとの裁決がなされている。

3 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史